

上山市公告第58号

上山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年条例第37号）第5条の規定に基づき、上山市的人事行政の運営等の状況について、その概要を次のとおり公表します。

令和7年12月1日

上山市長 山本幸靖

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 部門別職員数の状況（各年4月1日現在）

部 門		職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		令和7年	令和6年		
一般 行政 部門	議 会	4	4		
	総務・企画	53	53		
	税 务	20	19	1	正職員と再任用職員の入替に伴う増員
	民 生	59	59		
	衛 生	18	18		
	労 働	1	1		
	農林水産	14	14		
	商 工	13	13		
	土 木	24	24		
	小 計	206	205	1	
特別 行政 部門	教 育	31	33	▲2	正職員と再任用職員の入替に伴う減員
	消 防	55	55		
	小 計	86	88	▲2	
公営 企業 等部 門	水 道	10	9	1	土木職員の追加配置に伴う増員
	下 水 道	5	5		
	そ の 他	9	10	▲1	正職員と再任用職員の入替に伴う減員
	小 計	24	24		
合 計		316	317	▲1	

(注) 職員数は、一般職に属する職員数であり、山形広域環境事務組合派遣3人（令和6年3人）を除きます。

(2) 採用者の状況 (単位：人)

区 分	令和6年度中	令和5年度中
一般行政職	10	10
保 健 職	2	1
消 防 職	1	1
合 計	13	12

(3) 退職者の状況

(単位：人)

区分	令和6年度中				令和5年度中			
	定年	早期	その他	小計	定年	早期	その他	小計
一般行政職	2		7	9			6	6
保健職						1	1	2
保育職						1		1
消防職			1	1		1		1
技能労務職	2		1	3				
合計	4	0	9	13	0	3	7	10

(注) その他には、自己都合退職を含みます。

(4) 職員採用試験の実施状況 (令和6年度中)

(単位：人)

試験区分	申込者数	第1次試験 受験者数	第1次試験 合格者数	最終 合格者数
上級行政	89	77	35	7
初級行政	41	40	18	3
上級土木	4	3	2	1
初級土木	5	5	1	1
上級建築	1	1		
初級建築	2	1		
上級電気	3	3		
初級電気	2	2	1	1
保育師	4	4	2	1
消防士	18	13	5	1

(注) 追加募集での試験実施分を含みます。

2 給与の状況

(1) 人件費の状況 (令和6年度普通会計決算)

(単位：千円)

住民基本台帳人口 (令和7年3月末)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	令和5年度 の入件費率
27,302人	17,664,330	987,541	2,944,650	16.7%	13.9%

(注) 人件費には特別職（市長、副市長、市議会議員など）に支給する給与・報酬などを含みます。

(2) 職員給与費の状況 (令和6年度普通会計決算)

(単位：千円)

職員数 (令和6年4月)	給与費				職員1人当たり給与費
	給料	期末勤勉手当	その他手当	計	
293人	1,138,805	456,517	145,439	1,741,761	5,945

(注) その他手当には退職手当は含まれていません。

(3) 職員の初任給の状況 (令和7年4月1日現在)

区分	上山市	山形県	国
一般行政職	大学卒	222,900円	222,900円
	高校卒	189,700円	189,700円
技能労務職	高校卒	185,700円	185,700円

(4) 職員の平均給料月額及び平均年齢（令和7年4月1日現在）

区分	一般行政職			技能労務職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
上山市	319,800円	369,800円	40.4歳	349,500円	375,900円	53.8歳
山形県	336,000円	413,300円	43.4歳	333,500円	370,200円	54.0歳

(注) 平均給与月額は、令和7年4月の給料、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当（選挙事務従事によるものを含む）等の各種手当を合計したものの平均額です。

(5) 一般行政職の級別職員数の状況（各年度4月1日現在）

区分	標準的な職務	令和7年度		令和6年度		令和2年度 構成比
		職員数	構成比	職員数	構成比	
1級	主事	31人	18.5%	26人	15.6%	20.4%
2級	主任	35人	20.8%	42人	25.1%	20.4%
3級	主査	42人	25.0%	37人	22.2%	19.8%
4級	副主幹	43人	25.6%	44人	26.3%	25.7%
5級	主幹	1人	0.6%	2人	1.2%	3.6%
6級	課長	16人	9.5%	16人	9.6%	10.1%
合計		168人	100%	167人	100%	100%

(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和7年4月1日現在）

区分	経験年数		
	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満
一般行政職	大学卒	292,200円	324,900円
		374,900円	

(7) 職員手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当（令和7年4月1日現在）

区分	上山市			国		
	6月期	12月期	計	6月期	12月期	計
期末手当	1.275月分	1.275月分	2.55月分	1.25月分	1.25月分	2.5月分
勤勉手当	1.025月分	1.025月分	2.05月分	1.05月分	1.05月分	2.1月分
加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置あり ・役職加算 5～15%			職制上の段階、職務の級等による加算措置あり ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%		
1人当たり 平均支給額	1,566千円			—		

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

区分		上山市		国	
		自己都合	勧奨・定年	自己都合	勧奨・定年
支給率	勤続20年	19,6695月分	24,586875月分	19,6695月分	24,586875月分
	勤続25年	28,0395月分	33,27075月分	28,0395月分	33,27075月分
	勤続35年	39,7575月分	47,709月分	39,7575月分	47,709月分
	最高限度	47,709月分	47,709月分	47,709月分	47,709月分
その他の加算措置		定年前早期退職特例措置 (2~45%加算)		定年前早期退職特例措置 (2~45%加算)	
退職時特別昇給		なし		なし	
1人当たり平均支給額		17,389千円		—	

(注) 1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した全職員の平均額です。

ウ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

手当の種類（手当数）		2種類	
手当の名称	支給対象業務	支給単価	令和6年度支給実績
防疫等作業手当	感染症患者を救護・搬送した場合 など	日額 300円	0円
行旅死亡人取扱手当	行旅死亡人の取扱作業に従事した場合	1件 3,000円	0円

エ 時間外勤務手当（各年度普通会計決算）

区分	令和6年度	令和5年度
支給総額	100,029千円	86,624千円
職員1人当たり支給年額	372千円	303千円

(注) 支給総額には、選挙事務を含みます。

オ 扶養手当、住居手当、通勤手当の状況（令和7年4月1日現在）

区分	上山市	国
扶養手当	・配偶者 月額3,000円 ・子 月額11,500円 ・父母等 月額6,500円 ・満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき月額5,000円加算	・配偶者 月額3,000円 ・子 月額11,500円 ・父母等 月額6,500円 ・満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき月額5,000円加算
住居手当	・借家 限度額 月額28,000円 ・持家 なし	・借家 限度額 月額28,000円 ・持家 なし
通勤手当	・交通機関利用 限度額 月額150,000円 ・交通用具使用 限度額 月額37,200円	・交通機関利用 限度額 月額150,000円 ・交通用具使用 限度額 月額31,600円

(8) ラスパイレス指数の状況

区分	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度
上山市	97.0	97.1	97.6	97.8
山形県	100.2	100.0	100.0	100.0

(注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数をいいます。

(9) 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区分		給料等月額	期末手当	退職手当
給料	市長	920,000円	給料等月額に 40%を加算し 6月期 1.7月分 12月期 1.7月分	給料月額×在職月数×0.567
	副市長	695,000円		給料月額×在職月数×0.331
報酬	議長	435,000円		なし
	副議長	385,000円		
	議員	360,000円		

3 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況（令和7年4月1日現在）

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分	午前8時30分	午後5時15分	正午～午後1時

(注) 業務の性質により、上記の勤務時間によることができない勤務箇所（消防署など）の勤務時間は、別に定めています。

(2) 休暇制度の状況（令和7年4月1日現在）

ア 年次有給休暇

1年につき20日付与（未取得日数分は、20日を上限に翌年に繰越可能）

イ 病気休暇（有給）

承認基準	取得可能期間
公務上の負傷若しくは疾病又は通勤時の負傷若しくは疾病	必要と認められる期間
結核性疾患	1年以内で必要と認められる期間
高血圧病、悪性新生物による疾病、精神及び神経に係る疾病等で任命権者が特に認めるもの	180日以内で必要と認められる期間
上記以外の負傷又は疾病	90日以内で必要と認められる期間
病気休暇・休職からの復職後も通常勤務が困難な場合	60日以内で必要と認める期間中1日につき必要と認められる時間

ウ 特別休暇（有給）

承認基準	取得可能期間
公民としての権利を行使	必要と認められる期間
裁判員、証人、参考人等としての裁判所等への出頭	必要と認められる期間
骨髄移植ドナー休暇	必要と認められる期間
ボランティア休暇	一の年において 5 日の範囲内の期間
結婚休暇	7 日の範囲内の期間
不妊治療	5 日の範囲内の期間
女性職員の出産	産前 8 週間（多胎妊娠は 14 週間） 産後 8 週間
女性職員の生理	2 日以内
生後 1 年に達しない子を育てる場合	1 日 2 回それぞれ 30 分以内の時間
母子保健法に規定する保健指導・健康診査	必要と認められる時間
妊娠中の女性職員・胎児の健康保持のための休息又は補食	必要と認められる時間
妊娠中の女性職員・胎児の健康保持のための通勤緩和	勤務時間の始め又は終わりにつき、1 日を通じて 1 時間以内の時間
妻の出産	3 日以内の期間
育児参加をする場合	5 日の範囲内の期間
9 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子の看護休暇	一の年において 5 日（子が 2 人以上のときは 10 日）の範囲内の期間
短期の介護をする場合	一の年において 5 日（要介護者が 2 人以上のときは 10 日）の範囲内の期間
親族が死亡した場合	続柄に応じ、1 日から 10 日の範囲内の期間
家族の追悼のための特別な行事	1 日の範囲内の期間
夏季休暇	7 月から 9 月の期間内で、3 日の範囲内の期間
感染症発生による交通しや断など	必要と認められる期間
災害による住居滅失・損壊	15 日以内で必要と認められる期間
災害・交通機関の事故等による出勤困難	必要と認められる期間
災害時において、退勤途上における身体の危険を回避する場合	必要と認められる期間

エ 介護休暇・介護時間・組合休暇（無給）

区分	承認基準	取得可能期間
介護休暇	配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、兄弟姉妹等を 2 週間以上にわたり介護する場合	一の要介護状態ごとに 3 回を超せず、かつ、通算して 6 月を超えない範囲内の期間
介護時間	要介護者への日常的に必要な介護に対応するための時間	連続する 3 年の期間内において、1 日につき 2 時間を超えない範囲内の期間
組合休暇	任命権者の許可を得て登録された職員団体の業務又は活動に従事する場合	一の年につき 30 日の範囲内の期間

(3) 休業制度等の状況（令和7年4月1日現在）

区分	承認基準	取得可能期間
育児休業	3歳に満たない子を養育する場合（無給）	養育する子が3歳に達する日までの期間
部分休業	小学校就学前の子を養育する場合（無給）	養育する子が小学校就学の始期に達するまでの期間で、1日につき2時間または1の年度において10日相当の勤務時間の範囲内
育児短時間勤務	小学校就学前の子を養育する場合（週19時間35分、週24時間35分、週3日、週2日半のうち選択した勤務時間に応じ有給）	養育する子が小学校就学の始期に達するまでの期間で、1月以上、1年以下

4 分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況（令和6年度）

分限処分とは、公務能率の維持向上を目的として、本人の意に反し、その身分に不利益な変動をもたらす処分です。

区分	降給	降任	休職	免職
処分者数	—	—	4	—

(2) 懲戒処分の状況（令和6年度）

懲戒処分とは、公務の規律と秩序を維持することを目的として、職員の一定の義務違反に対して、その責任を追及して行う行政上の不利益処分です。

区分	戒告	減給	停職	免職
処分者数	—	—	—	—

5 服務の状況

(1) 職務専念義務の免除

職員は、地方公務員法の規定により、法律又は条例に特別の定めがある場合を除き、その勤務時間中において、職務に専念する義務があります。職務に専念する義務を免除される例として次のような場合があります。

- ・研修を受ける場合
- ・他の地方公共団体等からの委嘱を受けて、講演又は講義を行なう場合
- ・職務遂行上必要な国、地方公共団体の実施する競争試験、その他の試験を受ける場合

(2) 営利企業等への従事許可

職員は、地方公務員法の規定により、任命権者の許可を受けなければ、営利企業の役員等の地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならないことになっています。許可される例として次のような場合があります。

- ・市の出資法人の非常勤取締役として無報酬で就任する場合
- ・居住地区の消防団員として、消火・水防活動に従事する場合

6 研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員研修の実施状況（令和6年度）

区分		主な研修内容	実施研修数	受講者数
基本研修	一般研修	新採研修等	2件	28人
	特別研修	ハラスメント研修会等	3件	180人
派遣研修		研修機関等への派遣	42件	154人

(2) 勤務成績の評定状況

平成28年度より人事評価制度を導入しています。

7 福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生の状況（令和7年度）

ア 保健事業（主なもの）

事業名	事業の概要	実施主体
共済総合健診	基本健診（全員） 胃がん検診（30歳以上40歳未満（希望者）、40歳以上） 大腸がん検診（40歳以上） 肺がん検診《40歳以上で喫煙指数600以上（希望者）》 前立腺がん検診《50歳以上の男性職員（希望者）》 C型肝炎検診《35歳及び36歳以上で未受診の職員（希望者）》	市 (共済組合に委託)
婦人科検診	子宮がん検診（20歳以上の女性職員） 乳がん検診（40歳以上の女性職員）	共済組合
選択検診	節目年齢人間ドック助成（41歳、51歳の希望する職員） 脳ドック助成（45歳以上の希望する職員） 歯周病検診（25歳以上の職員・10歳毎）	互助会
メンタルヘルス相談	こころの相談室（対面）	共済組合
健康増進	ライフプランセミナー（30歳及び35歳、59歳、退職予定職員） 特定保健指導《特定健康診査の検査結果により、動機付け支援、積極的支援と判定された職員（希望者）》 禁煙外来助成	共済組合 厚生会

（注）共済組合とは山形県市町村職員共済組合を、互助会とは山形県市町村職員互助会を、厚生会とは上山市職員厚生会をいいます。

イ 納付事業（主なもの）

事 項	共済組合 (法定給付以外のも の)	互助会	厚生会
傷病のとき	・傷病手当金		
10日以上入院したとき		・入院見舞金	
死亡したとき	・埋葬料 ・埋葬料附加金	・弔慰金	・弔慰金
結婚したとき		・結婚祝金	・結婚祝金
妊娠・出産したとき	・出産費		・出産祝金
退職したとき			・退職せん別金

ウ 貸付事業

貸付の種類	最高限度額	貸付利率	実施主体
住宅貸付	1,800万円	1.26%	共済組合
在宅介護対応住宅貸付	300万円	1.00%	
災害貸付	1,900万円	0.93%	
普通貸付	200万円	1.26%	
特別貸付	100～200万円	1.26%	

(2) 公務災害・通勤災害の状況（令和6年度）

区 分	認定件数		
	負傷	疾病	合計
公務災害	0件	0件	0件
通勤災害	0件	0件	0件
合 計	0件	0件	0件

(3) 勤務条件に関する措置の要求の状況

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して、適当な措置を執られるべきことを要求することができます。

令和6年度において、該当事案はありません。

(4) 不利益処分に関する不服申立ての状況

職員は、懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けた場合には、公平委員会に対して、不服申立てをすることができます。

令和6年度において、該当事案はありません。